

埼玉労働基 0317 第 4 号
令和 3 年 3 月 17 日

各 位



埼玉労働局長



令和 3 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

日頃より、労働行政の推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、職場における熱中症予防対策については、これまで、平成 21 年 6 月 19 日付け基発第 0619001 号「職場における熱中症の予防について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示し、平成 29 年からは「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各防災団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。

一方で、埼玉労働局管内の昨年一年間の職場における熱中症の発生状況は、休業 4 日以上死傷者 54 人（速報値）と、一昨年 37 人に比し、約 1.5 倍となっています。

また、全国の昨年 1 年間の職場における熱中症の発生状況（1 月 15 日現在の速報値。別紙参照）を見ると、死亡を含む休業 4 日以上死傷者 919 人、うち死亡者は 19 人となっています。業種別にみると、死傷者数については、建設業 201 件、製造業 190 件となっており、全体の 4 割強がこれら 2 つの業種で発生しています。死亡者数は、製造業、建設業、清掃・と畜業の順に多く、「休ませて様子を見ていたところ容態が急変した」、「倒れているところを発見された」など、管理が適切になされておらず被災者の救急搬送が遅れた事例が含まれています。入職直後や夏季休暇明けで熱順化が十分でないと思われる事例、WBGT 値を実測せず、WBGT 基準値に応じた措置が講じられていなかった事例等も見られます。

つきましては、令和 3 年の本キャンペーンを、別添の令和 3 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱（以下「要綱」という。）のとおり実施します。

厚生労働省及び埼玉労働局においては、要綱の 7（1）の事項について実施することとしておりますが、貴会におかれても、要綱の 7（2）の事項の推進により、効果的な熱中症予防対策を実施していただくようお願いいたします。

なお、要綱の 7（2）の各事項の推進に当たっては、厚生労働省の職場における熱中症予防対策を一元的に情報提供するポータルサイト等を活用することができます。

併せて、事業場等への周知に当たっては、十分な新型コロナウイルス感染症予防対策を実施する等のご配慮をお願いいたします。